

保護者の皆様へ

糸満市長 當銘 真栄



医療従事者等に限定した特別保育の実施について（通知）

日頃より教育・保育行政にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、沖縄県においては、新型コロナウイルス感染症が再流行しております。本市では、令和 4 年 1 月 6 日付糸保第 443 号にて、家庭保育が可能な家庭への登園自粛を要請した上で通常保育を実施してきました。しかし教育・保育施設等での感染が拡大している事から、**医療従事者や社会の機能を維持するための職業及び特別な支援が必要な家庭に限定し保育を行う特別保育を実施することとしました。**

この措置は、園児の感染拡大を防止し最小限の社会生活基盤を維持するためであり、保護者の皆様並びに保育所等を利用する保護者の雇用主の皆様へ、通常保育が休止となることについてのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、登園できなかった場合の保育料の減免等については以下の通りです。

特別保育期間（通常保育の休止期間）

令和 4 年 1 月 15 日（土）から当面の間

医療従事者や社会の機能を維持するための職業及び特別な支援が必要な家庭
別紙参照

登園できなかった時の保育料の減免について

登園できなかった日について日割り相当分の保育料を減免いたします。保護者による手続きは不要ですが還付口座について書類を提出していただく場合があります。認可外保育施設においては、施設が減免した場合、施設に減免費用の助成を行います。

保育の必要性が「求職活動」の方の就労開始期限延長について

求職活動を行っている方は、就労開始期限を 1 か月延長いたします。

育児休業からの復帰について

1 月中までに復帰の就労証明を求められている方は、期限を延長し 2 月中の復帰及び復帰の就労証明の提出をお願いいたします。

事業主の皆様へ

保育施設の特別保育や登園自粛要請により、子どもの世話をを行う従業員に有給の特別休暇を与えた場合、労働局の新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金から 1 人あたり 9,000 円～11,000 円の助成の可能性があります。（労働局にお問い合わせください。）

	問い合わせ先	電話番号
特別保育について	糸満市役所保育こども園課	840-8131
小学校休業等対応助成金について	沖縄県労働局雇用環境・均等部 コールセンター	0120-60-3999